

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：